

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内指定相談支援事業所等における人材の確保及び育成を図り、もって村民に質の高いサービス利用支援等を提供するため、継続して村内指定相談支援事業所等に従事する相談支援専門員に対し、予算の範囲内において相談支援専門員研修受講に係る費用等の一部を補助することについて、東海村補助金等交付規則(平成18年東海村規則第43号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス利用支援等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第23号に規定するサービス利用支援及び同条第24号に規定する継続サービス利用支援をいう。
- (2) 村内指定相談支援事業所等 東海村指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年東海村規則第3号)第2条第2項又は第3条第2項の規定により指定された事業所で、サービス利用支援等を行っているものをいう。
- (3) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条に規定する相談支援専門員をいう。
- (4) 指定障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。

(補助対象研修)

第3条 補助金の交付の対象となる研修は、別表に定める研修(以下「研修」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 講義又は演習であること。
- (2) 研修の実施日程、会場及び受講時間が実施要領等において明記されていること。
- (3) 1日につき4時間以上の受講時間があること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、村内指定相談支援事業所等に勤務する相談支援専門員であって、研修を申請日の前々年度に修了し、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 研修修了証に記載された日から補助金の交付を受けようとする年度の6月1日(「以下「基準日」という。)まで、継続して村内指定相談支援事業所等において相談支援専門員として就労し、村から指定障害福祉サービスを受給する者に対するサービス利用支援等の実務に従事していること。ただし、相談支援従事者初任者研修を修了した者については、修了後、初めて村内指定相談支援事業所等に相談支援専門員として配置された日から1年以上勤務を継続している場合に限る。
- (2) 基準日において、サービス利用支援等の実務を担当する東海村からの受給者が10人以上いる、又は受給者全体の2分の1以上の割合を占めていること。
- (3) 申請日の属する年度末まで実務に従事する見込みがあること。
- (4) 基準日前1年以内において、産前産後休業又は育児休業を除き、休暇、休職等により3月以上職務に従事していない期間がないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、研修1日につき1万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、東海村相談支援専門員育成補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 東海村相談支援専門員育成補助金交付申請に係る事業者証明書(様式第2号)
- (2) 研修修了を証明する書類の写し
- (3) 相談支援専門員として勤務を始めた日がわかる書類(辞令等)の写し
- (4) 研修の実施日程、会場及び受講時間がわかる書類
- (5) その他村長が特に必要と認めた書類

2 前項に規定する申請は、交付を受けようとする年度の6月1日から8月31日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると村長が認めたときは、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、東海村相談支援専門員育成補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請等)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、第6条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、東海村相談支援専門員育成補助金変更承認申請書(様式第4号)に第6

条第1項各号に掲げる書類のうち変更の内容が確認できる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、変更の承認の可否を決定し、東海村相談支援専門員育成補助金変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。
(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) この要綱に違反したとき。
(3) その他村長が不適当と認めたとき。

- 2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、東海村相談支援専門員育成補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 村長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(令和7年度における補助対象者等)

- 3 この告示の施行の日から令和8年3月31日までの間は、第4条中「申請日の前々年度」とあるのは、「平成30年度から令和5年度まで」と、同条第1号中「補助金の交付を受けようとする年度の6月1日」とあるのは、「補助金の交付を受けようとする年度の2月1日」と、第6条第2項中「6月1日から8月31日まで」とあるのは、「2月1日から3月31日まで」とする。

別表(第3条関係)

助成の対象となる研修	
1	相談支援従事者初任者研修
2	相談支援従事者現任研修
3	相談支援従事者主任研修
4	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)
5	高次脳機能障害支援養成研修
6	医療的ケア児等コーディネーター養成研修
7	精神障害者相談支援実務者研修

様式第1号(第6条関係)

東海村相談支援専門員育成補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

東海村長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

東海村相談支援専門員育成補助金の交付について、東海村相談支援専門員育成補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて交付申請します。

記

1 対象者

(フリガナ) 氏 名	
生 年 月 日	
住 所	

2 交付申請額 金 円

3 申請する研修名及び日数

研修名	日数
	日
	日
	日

相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、相談支援従事者主任研修、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）、高次脳機能障害支援養成研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修、精神障害者相談支援実務者研修のうち、第3条各号に該当するもの。

4 交付金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 信組・農協	金融機関コード				
支 店 名	支店・支所	支 店 コ ー ド				
口 座 種 別	普通・当座	口座番号				
フリガナ						
口座名義						

添付書類等

- ・ 東海村相談支援専門員資格取得給付金交付申請に係る事業者証明書（様式第2号）
- ・ 研修修了を証明する書類の写し
- ・ 相談支援専門員として勤務を始めた日がわかる書類（辞令等）の写し
- ・ 研修の実施日程、会場及び受講時間がわかる書類
- ・ その他村長が特に必要と認めた書類

(表面)

様式第2号(第6条関係)

東海村相談支援専門員育成補助金交付申請に係る事業者証明書

1 対象となる相談支援専門員

(フリガナ) 氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
相談支援専門員として 当該事業所で勤務をした日	年 月 日 ~ 年6月1日現在まで
申請年度末まで実務に 従事する見込み	有 ・ 無

2 対象の相談支援専門員が受け持つ人数

※ サービス利用支援の実務を担当する東海村からの受給者が10人以上いる、又は受給者全体の2分の1以上の割合を占めていること。

担当人数 人 (内、村からの指定障害福祉サービス等受給者の人数 人)

※ 受け持つ受給者の氏名、生年月日及び住所は裏面に記入します。

上記の者について、 年6月1日現在において、相違が無いことを証明します。

年 月 日

(法人)
所 在 地
名 称
職・氏名
電話番号

(事業所)
所 在 地
名 称
電話番号
責任者名

(裏面)

[illegible]

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

東海村長

東海村相談支援専門員育成補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった東海村相談支援専門員育成補助金について、東海村相談支援専門員育成補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付（不交付）決定したので通知します。

記

☐ 交 付
補助金交付決定額

氏 名	
交 付 金 額	金 円

☐ 不交付
不交付の理由

備 考

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

東海村長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

東海村相談支援専門員育成補助金変更承認申請書

東海村相談支援専門員育成補助金について、 年 月 日付け第 号により交付が決定されたところですが、交付申請の内容に変更が必要となったため、東海村相談支援専門員育成補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり変更申請します。

記

1 変更内容

2 変更事由

3 補助金の振込先口座を変更する場合は、下欄に記入してください。

金融機関名	銀行・金庫 信組・農協		金融機関コード								
支店名	支店・支所		支店コード								
口座種別	普通・当座	口座番号									
フリガナ											
口座名義											

添付書類等

- 第6条第1項各号に掲げる書類のうち変更の内容が確認できる書類

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

東海村長

東海村相談支援専門員育成補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更申請があった東海村相談支援専門員育成補助金について、東海村相談支援専門員育成補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり変更を承認（不承認）したので通知します。

記

1 変更内容

2 変更承認（不承認）の事由

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

東海村長 

東海村相談支援専門員育成補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付申請があった東海村相談支援専門員育成補助金について、東海村相談支援専門員育成補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記理由により交付決定を取り消したので通知します。

記

1 取消理由

2 備 考